

技プロ・附帯プロ用

事業事前評価表

国際協力機構農村開発部農業・農村第一グループ第二チーム

1. 案件名

国名：キューバ共和国

案件名：和名 基礎穀物のための農業普及システム強化プロジェクト

英名 The Project on Improvement of Agricultural Extension System
for Grain Production

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

キューバ共和国（以下、「キューバ」という）は食料消費量の70%程度¹を輸入に依存しており、食料輸入額は輸入額全体の14.7%²を占めている。

キューバ政府は食料安全保障の観点から、これら食料輸入量の減少をめざし、国内の食料、特に穀物³の生産を強化するために、様々な施策を実施してきた。具体的には、農業生産の効率性や生産性を向上させるため、これまで続けてきた国営農場を中心とした集団による大規模農業生産から、個人農家⁴や共同組合単位による比較的小規模の生産に徐々に移行させてきている。さらに、同政府は、未利用農地を新規就農者に対して無償で貸与することを許可⁵するなど、新規就農者数の増大を図ってきた⁶。

しかしながら、こうした施策にもかかわらず、キューバ政府が期待する穀物の増産には未だ結びついていない。これは、新規就農者を含めた個人農家数が増加する一方で、これまで国営農場を主な農業生産の場としてきたキューバにおいてこれら個々の農家へ適切な農業技術を普及する体制整備が進まなかったためであると考えられている。

このような背景から、キューバ政府は、穀物の増産を通じた食料の輸入量の低減を図るために、農業普及システムの強化による個人農家の栽培技術の向上を目的とする技術支援を日本政府に対して要請した。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

キューバでは、食料自給率の向上が重要な課題とされており、2011年の第6

¹ キューバ国家統計局 ANUARIO ESTADISTICO DE CUBA 2014, CAPITULO 8: SECTOR EXTERNO, EDICION 2015より、コメ、コムギ、トウモロコシについて2014年値で試算。

² キューバ国家統計局 ANUARIO ESTADISTICO DE CUBA 2014, CAPITULO 8: SECTOR EXTERNO, EDICION 2015より、2014年値で試算。

³ 農産業政策の指針（「党と革命の経済・社会政策指針」項目193（2014年4月））の一つとして、コメ、フリホーレス（インゲンマメ）、トウモロコシ、ダイズ等の生産強化を進めている。

⁴ 新規就農者でない個人農家にも、大規模農業生産における経験は有していたが、小規模な農業生産技術を習得していないものも見られた。

⁵ 政令259号（2008年施行）

⁶ 施行後、2012年10月末までに17万2千人に対し約150万ヘクタールの土地が貸与されたとされる。

回共産党大会にて承認された「党と革命の経済・社会政策指針」では、食料輸入を漸進的に減少するための穀物の生産増加が掲げられた⁷。本事業は、農業普及システムの強化を通じて個人農家への農業普及サービスの改善を支援するものであり、穀物の生産性の向上、及び食料安全保障に寄与することが期待される。これはキューバにおける上記農産業開発政策と合致している。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の対キューバ国別援助方針（2014年4月）においては、重点課題として「農業開発」が設定され、キューバの優先課題である食料自給率の向上のため、農業生産の拡大を目指すこととしている。

JICA はこれまで「食料増産プログラム」において主にコメの増産に関する支援を行ってきた⁸。本事業は、これらの成果を面的に拡大させるためのものことから、我が国及び JICA の援助方針と一致している。

(4) 他の援助機関の対応

ベトナムがキューバ国内の主なコメ生産県に技術者を派遣し、コメ生産技術に対する支援、及び農業機械の供与を行っているとの情報があるが、具体的な支援内容は公開されていない。本事業は、栽培技術指導ではなく、農業普及技術の指導に焦点を当てたものであり、重複はないものと考えられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、8県（ピナルデルリオ県、マタンサス県、シエンフェゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアビラ県、カマグエイ県、グランマ県）及び青年の島特別自治区において、農業普及関係者及び関連機関の普及能力強化、普及ツール・教材の整備及び普及人材育成のしくみを検討することにより、コメ・穀物生産農家に対する農業普及体制の強化を図り、もって農業普及サービスの改善に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

8県（ピナルデルリオ県、マタンサス県、シエンフェゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアビラ県、カマグエイ県、グランマ県）及び青年の島特別自治区⁹

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

⁷ 2016年4月中旬には第7回共産党大会が開催されたが、「食糧自給率の改善」の方針に変更はない。

⁸ 具体的には、開発調査「中央地域における持続的稲作技術開発調査」（2003年-2006年）、国別特設研修「米生産栽培技術」（2003年-2008年）、技術協力プロジェクト「自由流通米証明種子の生産システム強化プロジェクト」（2008年-2010年）及び「中部地域5県における米証明種子生産に係る技術普及」（2012年-2016年）を実施してきた。

⁹ プロジェクトサイトはキューバにおける主要なコメ生産地である。8県のうち、シエンフェゴス県、ビジャクララ県、サンクティスピリトゥス県、シエゴデアビラ県、カマグエイ県の5県は、技術協力プロジェクト「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」（2012年-2016年）の対象地域とも重複する。

直接受益者：穀物研究所（IIGranos）の普及員（本部・県普及員）、8 県及び青年の島特別自治区の公社普及員（県・郡レベル）約 100 名、リーダー農家
間接受益者：対象 8 県及び 1 特別自治区におけるコメ・穀物栽培農家

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2016 年 10 月～2021 年 10 月までを予定（計 60 か月）

(5) 総事業費(日本側)

約 7.06 億円

(6) 相手国側実施機関

農業省(MINAG)、農業公社グループ(GEAgric)、穀物研究所(IIGranos)

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家派遣：総計 149 M/M

チーフアドバイザー、農業普及/研修計画、モニタリング評価、教材作成（含むビジュアル教材）、農業機械、業務調整等

② 研修員受け入れ（15 名/年×4 年）¹⁰

③ 機材供与（IIGranos 及び地域穀物試験場（ETIG）、国立農業科学研究所（INCA）基礎科学技術ユニット（UCTB）の研修用及び実証圃場用資機材等）

④ ローカルコスト負担（キューバ国内向け研修経費等）

2) キューバ国側

① カウンターパート人員

② 執務室の提供

③ プロジェクト活動にかかる必要経費

④ プロジェクト活動にかかる機材の燃料費負担

⑤ プロジェクトにより導入される資機材の、港湾及び空港における輸入手続き及び引き取り

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリー分類:C

②カテゴリー分類の根拠

本事業は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2010 年 4 月制定に掲げる、影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず環境や社会への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

¹⁰ JICA 筑波で実施されている課題別研修「農業普及企画管理者」のコンセプトを参考にカリキュラムを策定する予定。

2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減：特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

2016年4月に終了した技術協力プロジェクト「中部地域5県における米証明種子の生産にかかる技術普及プロジェクト」(2012年-2016年)において、コメ種子栽培技術の試行的な普及を行ってきた。この成果を受け継ぎ、本事業を実施する。これにより、これまでの支援の成果であるコメの栽培技術の効果的な普及を図っていく。

2) 他ドナー等の援助活動

活動内容の詳細が非公開のため、相乗効果等を想定するのは現段階で困難である。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標:

上位目標：コメ・穀物生産農家に対する農業普及サービスが改善される。

指標：技術普及を受けた農民の数（全該当農民のXX割）

2) プロジェクト目標と指標:

プロジェクト目標：コメ・穀物生産農家に対する農業普及体制が強化される。

指標1：農業普及にかかる指針、方針、普及活動計画等が継続的に活用されている。

指標2：構築された普及人材育成の仕組みに準じた人材育成研修の実施数・頻度（年間XX回）

3) 成果

成果1：IIGranos職員、ETIG及びINCAのUCTBの普及員、公社普及員、並びにリーダー農家の農業普及企画・管理能力と普及実施能力が強化される。

成果2：農業普及実施のためのツール・教材が整備される。

成果3：普及人材育成の仕組みが作成・実証される。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

- 農業普及を奨励する政府の政策が継続する。

(2) 外部条件

- 農業生産体制における普及人員が極端に減少しない。

- 農業普及にかかる既存農業組織体制に、大幅な変更がない。
- 資機材の調達に大幅な遅延が生じない。

6. 評価結果

本事業は、キューバの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1)類似案件の評価結果

ネパール国技術協力プロジェクト「農業研修普及改善計画」(2004年-2009年)は、新しい農業普及システムを導入するとともに、農業普及を担う農業普及員や技官の能力強化に取り組むことにより、ネパールの農業普及サービスを改善することを目的として実施された。同事業の事後評価では、導入されたアプローチの他地域への普及拡大が限定的であることが確認されている。教訓として、新たな普及制度や手法を導入する場合には相手国の責任機関や管理体制を明確化すること、予算措置の根拠となる制度化支援をプロジェクトの内容に加えることが挙げられた。また、普及員のインセンティブを向上させる仕組み(普及員の活動の適正な評価と人事への反映、適切な手当・旅費の支給など)を検討することの重要性も指摘された。

(2)本事業への教訓

本事業においては、上記教訓を踏まえ、事業実施初期段階において、相手国政府の関連法令、規程の確認及び関係機関の管理体制の明確化を行うとともに、今後、キューバ内の法令や体制も変更があることを念頭に、継続的にモニタリングを行うこととしている。

8. 今後の評価計画

(1)今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2)今後の評価計画

事業開始 6ヶ月以内	ベースライン調査
事業終了 3年後	事後評価

以上